

## 公益財団法人藤原ナチュラリスト振興財団 [学術研究助成応募要領] 第33回(2024年度)

### 【助成の趣旨】

近年、「ナチュラリスト」の研究に対する助成も漸く活発になりつつありますが、その研究は多岐にわたっており、助成は必ずしも十分とはいえません。当財団は、このような状況を考慮し、ナチュラリストの研究を行っている研究者または研究グループに助成を行うことによって、ナチュラリストに関する研究の益々の発展に寄与しようとするものであります。また、選考は特に他の機関から助成されにくい研究分野やテーマを優先します。

### 【応募資格】

日本国内の大学、研究施設に勤務するか、または日本国内に居住し、ナチュラリストの研究を行っている個人またはグループ。(あくまで個人への助成ですので、助成金は個人名義口座への振り込みとなります。個人口座への入金後、所属管理とすることは可能ですが、間接経費や手数料などの助成金から所属への納付は認めません。)

日本学術振興会特別研究員 PD・DC に採用されている皆様は、応募をご遠慮下さい。又、応募後に採用が決まった方にはご辞退をお願いします。また、同一研究内容での他の助成金への重複申請は認めません。

【対象】 ナチュラリストを、動物・非動物(地学・植物)の二分野に分け、このいずれかに対して助成します。  
今年度は、**動物分野**に対して、研究に必要な資金を助成します。

【助成金】 本年度は、1件あたり 30 ～ 100 万円 とします。(研究期間:2025 年 4 月 1 日から 1 年間。ただし、助成金の使用期限は 2026 年 2 月末までで、用途内容の変更希望が生じた場合は、事前に財団へ相談する。なお、変更期限は 2025 年 12 月 31 日までとする。)

【応募方法】 所定の申請書を作成し、Google フォームで仮申請をしてください。自動返信メールに記載された受付番号を申請書に記入後、財団宛に郵送して下さい。

〒153-0051 東京都目黒区上目黒 1-26-1 中目黒アトラスタワー313 公益財団法人藤原ナチュラリスト振興財団  
(申請書用紙はウェブサイトからダウンロードできます。) <財団ウェブサイト> <https://fujiwara-nh.or.jp/>

【締切】 2024 年 9 月 1 日(日) 当日消印有効

### 【申請書作成時の注意】

1. 申請書の「5.助成金の用途予定」に挙げられていない物品の購入・外注費等は、助成決定後には、承認を受けることが難しくなりますのでご注意ください。
2. 旅費の項目について、所属機関経理での日当の要不要を確認の上、適正な研究助成金の使用をしてください。  
(調査旅行の日当は、財団では基本的には認めませんが、所属機関管理の場合は、要請があれば所属機関の規定に準じます)
3. 備品は、購入が必要な理由を明確にしてください。
4. 消耗品・備品は、所属機関の規程等に従って振分けて下さい。
5. 助成決定後、実行予算書を提出していただきます。
6. 助成金の学会関係経費(学会集会への旅費・参加費・年会費等)並びに所属管理の場合の間接経費は認めません。
7. 申請書は返却いたしません。

【選考方法】 当財団選考委員会で審査を行ない、理事会において助成者を決定します。

2025 年 2 月中に本人に通知します。(住所・所属が変更となった場合は、ご連絡ください)

### 【助成金受領者の義務】

1. 助成金は適正に使用すること。
2. 当財団の助成にかかわる研究について、2026 年 4 月上旬までに報告書を提出すること。詳細は助成決定後通知します。当財団 Web サイトに原則掲載します。
3. 助成金の用途明細(決算書)を 2026 年 4 月上旬までに提出すること。
4. 研究成果を公表する場合は、論文に当財団の助成を受けた旨を付記し、印刷物を 1 部提出すること。(PDF の送付でも可)  
<財団英文名> Fujiwara Natural History Foundation
5. 研究を行う際、国内外の法令を遵守して下さい。国外の生物を研究対象にする場合は、ワシントン条約や生物多様性条約の ABS(Access and Benefit-Sharing: 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分)などを遵守する必要があります。外国産の生物を国内で実験に用いる場合も ABS の対象となることがあります。なお、ABS の詳細については国立遺伝学研究所産学連携・知的財産室などをご参照下さい。

ご参考 : ABS 学術対策チーム Web サイト <https://idenshigen.jp/>

【個人情報】 申請書等に記載された個人情報は、当財団の「個人情報保護に関する基本方針」、「業務上保有する個人情報等の利用目的」に則り、適切に取り扱います。

【問い合わせ先】 財団事務局 電話:03-3713-5635 e-mail: [jyoseikin@fujiwara-nh.or.jp](mailto:jyoseikin@fujiwara-nh.or.jp)

以上